

令和5年（2023年）第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和5年（2023年）12月14日（木曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 議案第 62号 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程 2 議案第 63号 鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程 3 議案第 64号 鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程 4 議案第 65号 鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程 5 議案第 66号 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

〔産業厚生常任委員会報告〕

日程 6 議案第 84号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程 7 議案第 85号 令和5年度（2023年度）鹿追町一般会計補正予算（第7号）について

日程 8 議案第 86号 鹿追地区処理施設更新工事請負契約について

日程 9 発委第 9号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

日程 10 所管事務調査報告 〔総務文教常任委員会〕

日程 11 所管事務調査報告 〔産業厚生常任委員会〕

日程 12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	6番 畑 久雄議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員
10番 清水 浩徳議員	11番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人
代表監査委員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	葛 西 浩 二
総務課財政担当課長	武 者 正 人
会 計 管 理 者	西 垣 慎 也
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 瀬 俊 一
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農業振興課長	檜 山 敏 行
環境保全センター担当課長	城 石 賢 一
保健福祉課長	富 樫 靖
保健福祉課主幹	佐 藤 裕 之
商工観光課長	大 西 亮 一
建設水道課長	大 上 朋 亮

ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課長補佐	萩生田訓考
総務課財政係長	鎌田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川 修
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	川瀬直美

令和5年(2023年)12月14日(木曜日)午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 議案第62号 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程2 議案第63号 鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程3 議案第64号 鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程4 議案第65号 鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程5 議案第66号 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(上嶋和志)

日程1、議案第62号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

日程2、議案第63号、鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

日程3、議案第64号、鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

日程4、議案第65号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

日程5、議案第66号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

以上5件については、12月7日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託され、審査を終了し、報告書が提出されております。

委員長からの報告を受け、委員長に対する質疑、討論を一括して行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。川染洋産業厚生常任委員長。

○7番（川染洋）

委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査日、令和5年（2023年）12月7日。

2、審査結果、事件の番号、件名、審査の結果の順で申し上げます。

議案第62号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案可決。議案第63号、鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案可決。議案第64号、鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案可決。議案第65号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案可決。議案第66号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。

以上であります。

○議長（上嶋和志）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 63 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 64 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 65 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 66 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 6 議案第 84 号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（上嶋和志）

日程6、議案第84号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第84号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてあります。

改正の要旨について御説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び法律の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令がそれぞれ公布され、令和6年（2024年）1月1日から施行をされます。これに伴いまして、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の納税義務者、またはその世帯に属する被保険者が出産する予定、または出産した場合については、産前産後期間であります出産予定日の属する月の前月から、出産予定日の属する翌々月までの4か月分、また、双子以上の場合については、6か月間の所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が創設されたため、関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第 85 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 7、議案第 85 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 85 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3,304 万 3,000 円を追加しまして、総額を 81 億 2,768 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 11 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費は、財源内訳の補正であります。

新型コロナ対応地方創生重点事業費で、物価高騰に直面する低所得世帯への支援を目的としまして、需用費合計で 24 万円、役務費合計で 37 万円、負担金で合計 3,243 万 3,000 円のそれぞれ追加であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で、3,335 万円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 30 万 7,000 円の減額であります。

以上、一般会計補正予算（第 7 号）について御説明を申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 85 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第 86 号 鹿追地区処理施設更新工事請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 8、議案第 86 号、鹿追地区処理施設更新工事請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 86 号は、鹿追地区処理施設更新工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、鹿追地区処理施設更新工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、日立造船株式会社北海道支社、水 i n g エンジニアリング株式会社北海道支店、株式会社西原環境北海道支店、株式会社鶴見製作所北海道支店、荏原商事株式会社北海道支社、以上 5 社を指名いたしましたところ、日立造船株式会社北海道支社、株式会社西原環境北海道支店、株式会社鶴見製作所北海道支店がそれぞれ辞退したため、2 社により、12 月 8 日に入札しました結果、入札金額

を6,721万円といたします札幌市[REDACTED]、水i n gエンジニアリング株式会社北海道支店、支店長吉本昌央氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は79.53%であります。

以上、鹿追地区処理施設更新工事請負契約について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9 発委第9号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

○議長（上嶋和志）

日程9、発委第9号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9番（安藤幹夫）

発委第9号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案。

上記の議案を別紙の通り、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由の内容を朗読します。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先及び写しの添付先は記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 10

所管事務調査報告書

〔総務文教常任委員会〕

○議長（上嶋和志）

日程 10、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会から所管事務調査報告書が、議長に提出されましたので報告を求めます。

山口優子総務文教常任委員長。

○5番（山口優子）

それでは総務文教常任委員会から所管事務調査報告いたします。

本委員会は、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

1、調査期間、令和5年（2023年）10月30日から11月2日。

2、調査地・調査項目、（1）岡山県奈義町現代美術館、図書館。

（2）岡山県奈義町、人口減少問題について・子育て支援について。

(3) 岡山県西粟倉村、ゼロカーボンの取り組みについて。

(4) 朝日塾中等教育学校、国際バカロレア教育について。

参加者は記載のとおりです。

それぞれ詳細の調査内容は、お手元の報告書を御覧ください。

報告書の最後の総合考察を申し上げ、報告といたします。

総合考察、岡山県奈義町、西粟倉村ともに、小規模自治体で鹿追町との類似点が多く、参考になる点が多かった。両町とも先進地として多くの視察を受け入れており、視察料金も1団体1万円に加え、1人1,000円に設定されている。奈義町現代美術館と図書館は30年前に作られた建物だが、古さを感じるどころか、斬新さが目を引く建物で、徐々に高い評価を受けるようになり、年々人気が高まっている。この施設を一体的にデザインした建築家の思いの詰まった公共施設は、間違いなく奈義町のイメージを向上させている。

子育て支援策においては、制度や施設が充実しており、金銭面の支援だけでなく、住居や仕事のあっせんなどにも力を入れている。登録制の「奈義しごとえん」では、子育て中の若い母親が高齢者にスマホの使い方やパソコンを教える仕事、役場の書類の封入作業をするなどのマッチングが出来ており、地域のコミュニティづくりにも貢献している。鹿追町の子育て支援政策に取り入れられそうなことは、オムツのサブスクサービスや、在宅育児を行う保護者に対し、月額1万5,000円を支払う在宅育児支援手当などがある。在宅育児支援手当は、保育士不足の課題解決の一助にもなっていると感じた。

西粟倉村では、林業の村としての地域の特性を熟知して、その特性を活用する「100年の森林（もり）構想」が、国の脱炭素の取り組みとも合致し、脱炭素先行地域に認定された。若者がローカルベンチャーを起業する取り組みは見習いたい。

朝日塾中等教育学校では、国際バカロレアの授業を実際に見学し、教育プログラムとしてのメリットと、導入に至るまでの課題の一部を理解できた。

鹿追町においては、町立小中学校、道立高校であり、バカロレアプログラムを教える教師の転勤の課題がある。また、生徒、保護者ともに、町民の理解においても、机上の説明で理解が得られるかどうか、また、認定校になったとしても、バカロレアの世界共通の試験に合格者を出さないことには、バカロレア導入校としての生徒募集には課題が残る。しかし、短絡的に「良い」「悪い」を判断するのではなく、課題をどう解決できるのかを考えていくことが必要である。

今回の研修では、岡山県内で効率的に視察でき、有意義な研修であったし、現地に赴く

ことで理解が深まることを再確認した。いずれの取り組みにおいても、本町に取り入れられることは検討していきたいが、その際、町民との対話と理解が重要である。

以上で報告を終わります。

○議長（上嶋和志）

以上で、総務文教常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 11

所管事務調査報告書

[産業厚生常任委員会]

○議長（上嶋和志）

日程 11、所管事務調査報告を行います。

産業厚生常任委員会から所管事務調査報告書が、議長に提出されましたので報告を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番（川染洋）

当委員会から所管事務調査について報告いたします。

1、調査期間、令和5年（2023年）10月16日から10月19日。

2、調査地・調査項目、（1）静岡県掛川市。

①障がい者就労支援事業、障がいのある人の『働きたい』をかなえる条例について。

②掛川市健康医療基本条例による福祉施策について。

（2）静岡県藤枝市。

①“健康・予防 日本一” ふじえだプロジェクトについて。

（3）愛知県豊根村。

①チョウザメの飼育状況及び特産品としての取り組みについて調査してまいりました。

それぞれの担当委員が調査結果と考察を述べておりますが、これについては後ほど熟読をお願いしておきたいと思っております。

最後にあります総合考察を申し上げて報告といたします。

調査全体を通すと、掛川市の掛川市議会からの健康に関する条例の提案可決、障がい者就労のためマンパワーの充実、藤枝市の4K。この4Kというのは、6ページの調査結果のところにあります健康・教育・環境・危機管理という四つのKであります。

藤枝市の4K、健康増進計画の活発な実施活動、豊根村のチョウザメ企業家支援に対する議会の覚悟、それぞれの自治体の優先順位度に依拠して実施されているという印象が強

く残った。

議会及び議員は、公務として住民生活の安定した快適環境の実現に目を向け、行政サービスの充実を求めるため、住民の声を執行者に届けるべくマネージメント思考の役割を真剣に議論すべき必要があると強調しておきたい。

特に、掛川市の議会による条例提案可決については、議会不信論、議員削減論、議会廃止論まで、巷間でささやかれる中、自治議会及び自治政策の協調活動に改めて大きな一燈を得たものである。

今後の視察研修に当たっては先方の議員との懇談を依頼し、お互い公務を持つ議員としての意見交換の場を求めたいと考える。

以上であります。

○議長（上嶋和志）

以上で、産業厚生常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（上嶋和志）

日程 12、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、自衛隊駐屯地特別委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（上嶋和志）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和 5 年(2023 年) 第 4 回の定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会につきましては、12月7日から本日、8日間の会期で開催をいただいたところ
であります。

初日には、人事院給与勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正他、関連する条例
4本の関係、それから鹿追町特定保育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正、鹿追町トリムセンター設置条例の一部改正の他、一般会計及
び6特別会計の補正予算、鹿追町道路線の廃止及び認定、鹿追町教育委員会の委員の任命
について、全て原案のとおり可決、あるいは同意をいただきました。心から感謝を申し上
げる次第であります。

また昨日、4名の議員から野生動物の被害対策、災害時における避難所の運営について、
若者のコミュニティづくりの推進・支援についての提案、鹿追町独自の少子化対策に関す
る町の見解として御質問をいただきました。

それぞれ昨日、本会議で答弁をさせていただきましたけれども、さらにまた職員ととも
に再検討をするなどして、できるもの・可能なものについてはこれからの政策のほうにぜ
ひ生かしていきたいと考えております。また、先ほど可決をいただきましたが、まず初日
に産業厚生常任委員会に付託をされておりました本町の上下水道事業について、来年の4
月から公営企業法の適用、財務適用というかたちになりますけれども、これをするための
新規条例の5本、それから国民健康保険税条例の一部改正、さらには低所得者への臨時給
付金のための一般会計の補正予算、そして鹿追地区処理施設更新工事請負契約の締結、こ
れもまた全て原案のとおり議決をいただいたところでもあります。大変ありがとうございます。

12月ということですので、今年一年ちょっと簡単に振り返ってみたいと思います。

まず、今年の4月23日、第20回統一地方選挙として、町議会議員選挙及び町長選挙が
執行されたわけでありまして。御承知のとおりでありますけれども、議会におかれましては、
現職議員さんが7人、新人の議員さん4人の立候補、定数と同じということで無投票とな
りました。一方の町長選挙についても、無投票でスタートをしたわけでありまして。

お互い4年間の任期をいただきましたので、それぞれ任期満了までともに切磋琢磨しな
がら調整を進めていきたいと思っております。

基幹産業の農業の関係であります。今年のはかつてない猛暑、そして生産費全体の高止
まり、あるいは生乳の生産抑制など非常に厳しい経営環境の中であったと思っております。

令和5年（2023年）の農業生産額につきましては、まだ確定をしておりませんが、250

億円を超えて本町での史上最高の額を記録するという見込みと伺っております。先ほど申し上げたとおり、手放して喜べる状況にないことは承知をしておりますけれども、この生産額は額として大変素晴らしいことと思っております。生産者の皆様はもとより、JAをはじめとする関係者の御尽力、これに対しまして深く敬意を表する次第でございます。

また、今年は非常に子供たちのスポーツ文化活動での活躍が目立った年であったと思っております。少年野球における全国大会出場3位という素晴らしい成績を残されました。また、サッカー鹿追FCの全道大会出場、バレーボールのリトルバンビも全道大会の出場を果たしております。その他、陸上競技、水泳、それからこれからまた本格的なシーズンに突入するスケートなど非常に素晴らしい成績を残した1年であったなと思っております。

また、文化活動もそれぞれ小中高、頑張っております。特にその中でも鹿追中学校・鹿追高校の吹奏楽部においては久しぶりで、十勝地区のコンクールで金賞受賞するなど、部員も結構たくさん入っているという印象を持っております。それぞれスポーツや文化、また来年、皆さんの頑張りに期待をしております。

それから、大きな話題を博した北海道石ではありますが、今年の5月に新種の有機鉱物として国際鉱物学連合に承認・登録されたことが公表をされたところであります。いろいろ規制の厳しい地区でありますけれども、町としてもしっかり保護すべきということで、教育委員会のほうで鹿追町の指定文化財に早急に審査をしていただいて、9月に指定をされたというところであります。

こういう貴重なものをしっかりと守っていく対応を引き続き取っていきたいと思います。

新聞等でも報道がされておりますけれども、北海道石を展示しているジオパークのビジターセンターの来館者非常に多くございます。昨年の約3倍ということでありまして、これから冬になりますから、来館者減るかと思っておりますけれども、年間8,000人ぐらいの来館者ということになるのではないかと考えているところであります。

あと、進めています脱炭素関連でありますけれども、バイオマス水素あるいはマイクログリッド、これらの取り組みを引き続き評価をいただきまして、全国的な表彰をそれぞれ3本頂戴いたしましたところであります。また、これも新聞報道にありましたけれども、ゼロカーボンモデルの道営住宅の整備で、この建設地に本町が選ばれたということで、北海道の方で事業者の公募等の手続きされておりますが、早ければ令和7年度(2025年度)から数年かけて公営住宅、おおよそ15戸程度とお聞きしていますが、それと集会施設等々の整備、数年かけてされると期待をしております。

また、町民向けの脱炭素設備等の導入支援でありますけども、令和4年度（2022年度）から始めた省エネ家電の買い替え、脱炭素自動車の導入補助に加え、本年から環境省の補助をいただいて太陽光、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、高効率給湯器等に対する助成6,600万円の予算を計上しておりますが、ほぼこの額に到達する勢いとなっております。

もう一つ、北海道とのコラボレーションで、北方型住宅ZEROということで、住まいのゼロカーボン推進事業500万の予算を措置させていただきましたが、これも大好評で、恐らく早いうちに予算の枠に達するという見込みをしているところであります。

また、新年度も新年度予算で御提案させていただきますけれども、町の公共施設の整備とともに、住民の皆さんへの脱炭素の取り組みを引き続き支援していきたいと思っております。

それから今年の4月には、自衛隊鹿追駐屯地の改編に伴う町内パレード、戦車それから施設隊の車両を含めた町内パレードで、大変多くの方がこのパレードに見学に来ていただいたと思っております。自衛隊の定数が若干減ったということですが、これ以上の削減がないようにしっかりと国等の要望を続けていきたいと思っております。

それから教育の関係では、鹿追中学校、瓜幕中学校が国際バカロレアの候補校として認定をされたところであります。町全体の教育でも、今年は教育大綱の策定等もありましたけれども、教科書を中心とした記憶型の教育から自ら考え解決するスタイルの探究学習に力を注いでいく町全体でそういう方向にこれから進んでいくことになろうかと思っております。

また鹿追高校の関係では、予算等を認めていただいて学習支援、それから経済支援を充実させるとともに、鹿追高校のみらい留学、全国公募などの各種政策により今年度も2間口確保がされたところであります。年明け、新年度の募集が開始をされるわけですが、まず2間口確保ということでしっかり進めていきたいと思っております。予算を認めていただいてシェアハウスの整備等も進めております。寮の関係のほうが人数足りなくなるかという心配も一部しておりますけれども、そういうかたちになれば大変ですけども大変ありがたいなと思っております。これは新年度の募集の水準を見て、しっかりとまた議会の皆さんと相談をさせていただきたいと思っております。

それから次世代農業経営対策協議会ということで協議を続けておりまして、先般も時間が空きましたけれども、今年2回目の会議を開催いたしました。一部地域、若干偏っておりますけども、離農の方が出てきて、農地についてなかなか条件が厳しいところもあってそ

の借り手、あるいは買い手のことが厳しい地域が若干出てきているところでございます。

新規就農の協議をいろいろさせていただいているところでありますけれども、そろそろ新年度に向けて町、農業委員会、それからJAが一体となったかたちでの相談窓口の設置というのをやっていく時期ではないかと思っているところでございます。これについても状況を逐次、御報告させていただきたいと思っています。

それから今年の5月には、新型コロナの感染法上の分類が5類に変更されて、日常生活、それから町のイベントそれから社会活動がコロナ以前の状況に戻ってきたと思っております。町のイベントにおいても、ほぼフルでの開催ということで、また大きなイベントもそれぞれ天候に恵まれました。白蛇姫まつり、花火大会、それからふるさと産業まつりにたくさんの方が来ていただき、町にだんだん活気が戻ってきたなと思っているところであります。ただここに来てコロナとインフルエンザの同時流行しており、若干心配をしているわけですが、それぞれコロナワクチンについてはまた来年から定期接種への移行、高齢者等については公費負担になりますが、それ以外の方については一部自己負担が出てくるということも聞いております。これについてはしっかりと整理をして、また新年度予算の中で整理をしていきたいと思っております。

今、新年度の予算編成に取りかかったところであります。町民ホール、トリムセンター神田日勝、プールをはじめとするZEB改修につきましては、今、要求水準書といって、仕様書を最終図面にしているところであり、それができ次第、事業者の公募をして取りかかっていきたいということでもあります。非常に大きな事業費になりますし、設計・施工とかたちで発注することになるかと思いますが、令和6年度(2024年度)、7年度(2025年度)についてはしっかりと設計をしていくということで、すぐ着工ということにならないと思っておりますけれども、予算提案時に含めて説明をさせていただきたいと思っております。それから道の駅、留学センターの改築については今、基本構想の策定に取りかかっているところであります。これも早急に基本構想案をまとめて、また議会に御相談させていただきたいと思っております。

あと新年度に向けては、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、庁内の事務、その他に関するDX化の関係については、新年度デジタル田園都市の補助金を活用しての取り組みということで、今検討をしているところですのでよろしくお願いをしたいと思います。

非常に国内、国外の情勢が非常に不安定であります。この物価高、原油高騰等に対する

国の支援それぞれ継続がされているところもありますけれども、まだまだ厳しい状況が続いております。各方面での賃上げ等の動きも出てきておりますけれども、なかなか地方に波及するまでは、一定の時間が必要なのかなと思っているところであります。

いずれにしても経済全体が底上げされないと、税収も上がってこないということですので、国に対して様々な対応を農業支援、あるいは商工業、生活者の支援をさらに求めていく必要があると考えております。

今日が12月14日ですから、あと2週間余りで本年も終わるわけでありまして。今年1年間、議員の皆様、そして各行政委員会の皆様には大変お世話になり、御指導いただきましたことに心からお礼を申し上げる次第であります。

そして、それぞれ皆様の御家族共々、令和6年（2024年）のすばらしい新年をお迎えくださるよう、心から祈念を申し上げまして、定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで会議を閉じます。

令和5年（2023年）第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時53分